

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画変更命令等（揮発性有機化合物排出施設）
根拠条例・規則名		大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
条 項		第17条の8
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1330）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>大気汚染防止法第17条の5に規定する届出があった場合において、当該施設から発生する揮発性有機化合物が排出基準に適合しないと認められるとき。</p> <p>計画廃止命令については、計画変更命令に応じないとき、又は使用の方法、揮発性有機化合物の処理方法の改善等、計画の変更のみによって揮発性有機化合物の排出基準に適合させることが困難と認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		